

6 消安第 3443 号
令和6年9月18日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

アラクロール

6 消安第 3444 号
令和 6 年 9 月 18 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

カルボスルファン

6 消安第 3445 号
令和 6 年 9 月 18 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

トルクロホスメチル

6 消安第 3446 号
令和 6 年 9 月 18 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ベンフラカルブ

6 消安第 3447 号
令和 6 年 9 月 18 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

S-メトラクロール